

設立趣意書

私たち柔道整復師は微力ながらも戦前戦後を通して、わが国の医療の一翼を担い国民の健康に貢献してきました。それは不十分ながらも、戦後のわが国の医療制度の中に於ける「柔道整復師」の位置づけで証明されています。まさに私たち柔道整復師は、「ほねつぎ」、「整骨院」、「接骨院」として国民生活の中に溶け込みごく自然に“存在”し信頼をされてきました。

ところが時代の移り変わりとともに、いま私たち柔道整復師を取り巻く環境は極めて厳しい状況と言わざるを得ません。

時代の移り変わりの中で、時代に合った制度に変えていくことが極、普通の考え方だと思います。しかし、我々の業界は昭和11年以降現在に至るまで大幅な変更は何一つありませんでした。そのため、このままでは立ち行かなくなるほどの制度疲労が起きています。

柔道整復師治療を選択し、来院される患者さんが自由に掛かれる制度に変えていかなければなりません。

現在、柔道整復師が行っている業務は多様化しています。本来の骨折、脱臼、打撲、捻挫、挫傷に関しては、今まで通り問題は御座いません。しかし現状はそれ以外の業務が多くなり、グレーゾーンが増えています。それではどうするかと言うことです。

平成17年の予算委員会で内山晃議員の質問に対し、厚生労働省は「柔道整復師の傷病名に関する問題は今、検討中です」の回答です。今後どの様な検討をさせるかは、我々の対応にかかっています。

今まで各団体が個別に厚生労働省・保険者・議員等と折衝し解決した問題もあり、そうでは無い問題もあります。小さな問題は解決したかもしれませんが、それはその場しのぎで有り根本解決ではありません。

個別で折衝すると言うことは、厚生労働省・保険者に逃げる口実を与えることになります。

今こそ業界が一本化し、統一見解を示し国民の理解を得ることによって、厚生労働省・保険者・議員に訴えることができる大事な時期にきています。

是非この主旨をご理解の上、ご賛同下さいますようお願い申し上げます。

平成23年 月 日
設立発起人代表 田中威勢夫